

# 機関設計編①

## ー機関設計のポイント

機関設計 ➡ 「ガバナンス」の基礎（法人法に基づく組織運営・業務の実施など）

1. 役員（理事・監事）、評議員について

➤ 人選に当たっては、法人法等の定めに留意する必要

- ◆ 理事会・評議員会には、理事・監事・評議員「本人」が出席する必要。
- ◆ 監事・評議員はいずれも、理事・使用人との兼務不可。
- ◆ 公益法人を目指す場合、理事・監事の3分の1基準（認定法5条10,11号）に留意等

➤ 一定の者については、移行に際し、改めて選任・選定行為が必要になることも

- ◆ 代表理事・・・理事の互選等による選定。
- ◆ 評議員・・・評議員選定委員会等で「最初の評議員」を選任。等  
 ⇨ 候補者には本人出席義務、各機関の権限・責任を予め伝えておくのが適当。

2. 定款について

➤ 「定款変更の案作成の案内」を参照

➡ 機関設計等について、法人法等に適合させた「定款変更の案」を作成する必要

【参考：各機関の主な権限・責任】

- ◆ 理事(会)・・・業務執行は理事会で決定（ex. 予算の決定、決算の承認）。代表理事の選定等。
  - ◆ 監事・・・・・・理事の職務執行監査。不正行為は社員総会・評議員会に報告
  - ◆ 評議員(会)・・・理事・監事等の選解任。予算・決算の承認 など
- ※ 理事・監事・評議員は、任務を怠って法人に損害を与えた場合、賠償責任を負う。

【一般社団法人の場合】

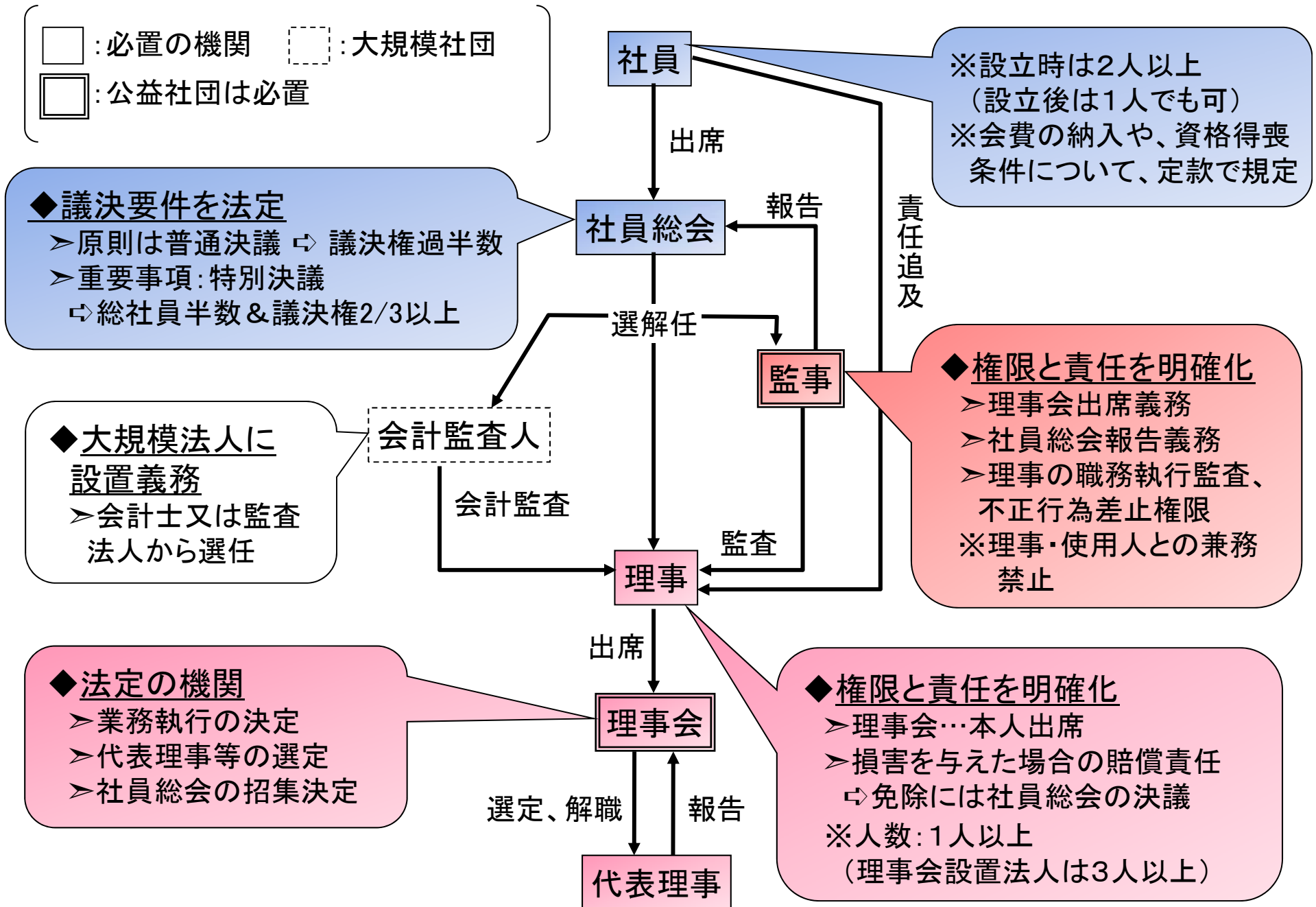
⇒以下の5つの選択肢が可能。公益社団法人は④又は⑤のみ。

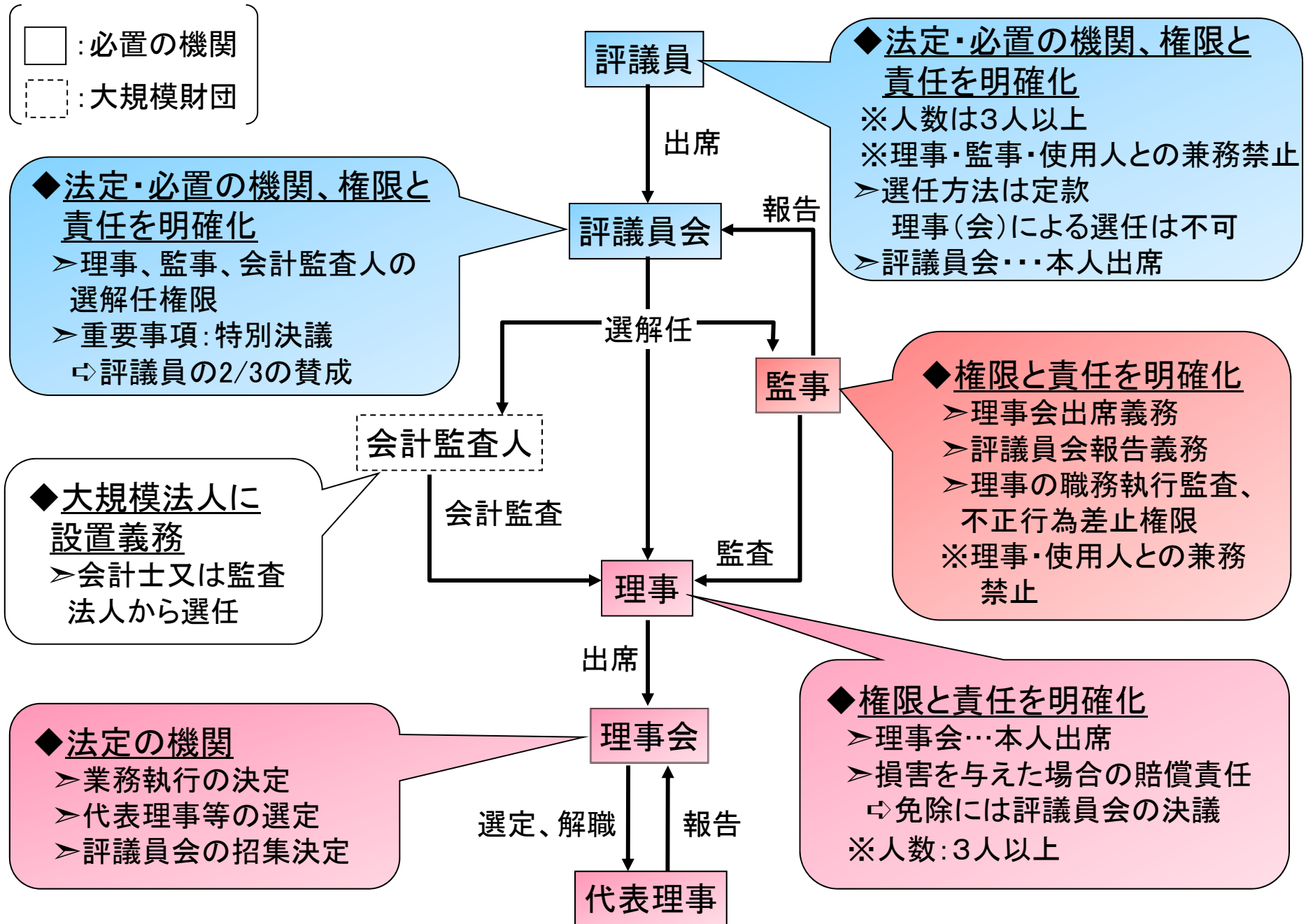
①	社員総会	理事			
②	社員総会	理事		監事	
③	社員総会	理事		監事	会計監査人
④	社員総会	理事	理事会	監事	
⑤	社員総会	理事	理事会	監事	会計監査人

【一般財団法人・公益財団法人の場合】

⇒①か②いずれかの機関設計を選択する必要。

①	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	
②	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	会計監査人





社員総会・評議員会

社団は総社員半数&議決権2/3以上、財団は評議員2/3以上

➤法定事項(主なもの)

社団は議決権過半数、財団は評議員過半数

普通決議	特別決議
<ul style="list-style-type: none"> <li>○理事、会計監査人の選解任</li> <li>○監事の選任</li> <li>○各年度決算に係る計算書類の承認</li> <li>○定款に定めがない場合の残余財産 帰属先の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社員の除名(社団のみ)</li> <li>●監事の解任</li> <li>●理事等の損害賠償責任の免除</li> <li>●定款の変更</li> <li>●事業の全部譲渡</li> <li>●解散(社団のみ)、合併</li> </ul>

➤その他定款で定めた事項 ※事業報告の承認、事業計画・予算の承認、評議員の選解任など

理事会

➤法定事項(主なもの)

- ◇各年度決算に係る計算書類・事業報告の承認
- ◇重要な財産の処分、多額の借財
- ◇代表理事、業務執行理事の選定・解職
- ◇業務執行の決定
- ◇社員総会・評議員会の招集決定

➤その他定款で定めた事項 ※事業計画・予算の承認など

社員総会・評議員会の法定議決事項は、理事会への委任不可